

準統一以降の保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）について

現 状

国保法に基づき県の一般会計から繰り入れた保険給付費等の9%相当額のうち、1%相当額（1/9）を「医療費適正化対策」や「健康づくり・特定健診」、「保険税徴収対策」を中心に、市町村が実施する国民健康保険事業の健全な運営を推進する事業に交付している。

準統一後

令和9年度から予定している保険税水準の準統一に伴い、県繰入金の取扱いが大きく変更される。

《 運営方針 》

- ・ 保健事業 → 市町村が優先して実施すべきと県が指定する事業（区分イ）は、保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とする。
市町村が独自に実施する事業（区分ウ）は、保険給付費等交付金（普通交付金・特別交付金）から市町村規模に応じて一定額を交付する
- ・ 条例減免 → 統一基準に沿って実施された減免については、全額を保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とする。

取組や実績の評価により交付されるメニューや、徴収対策、レセプト点検など、運営方針で明示されていないメニューについては、**ゼロベースで見直し**が必要となる。

見直しの方針

- 保険者努力支援制度（取組評価分）のように、項目ごとの評価によってポイントを付与し、獲得ポイントや被保険者数によって一定額を按分して交付する形としたい。
→ 市町村の判断で、独自に実施する事業や些末な事務費などに充てることを想定。
- 必要最低限の範囲で、市町村が要する実費に対する交付メニューも用意することとする。
→ レセプト点検や徴収対策の強化やなど、市町村の取組を支援すべき項目がある可能性。

今後の流れ

- 評価項目の大枠や実費交付が必要なメニューについて県で案を作成し、財政運営WGメンバー、保健事業WGメンバーに意見照会を実施。
- 各WGメンバーの意見を踏まえ、県で詳細な交付基準案を作成 → 3月の財政運営WGにて基準案を議論する（目標）